

平成29年3月22日

〒107-0061 東京都港区北青山三丁目1番2号
株式会社USEN 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴社の「家庭向け有料音楽放送サービス約款」（以下「約款」といいます。）について、消費者保護の観点から検討させていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討

の上、貴社の見解や対応につき、平成29年4月22日までに上記連絡先宛てに書面でご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

(別紙)

申入れ事項

第1 約款第2条

1 問題のある条項の内容

当社は、本約款（別紙 料金表を含みます。）を改定することがあります。
この場合において加入者は、変更後の約款（別紙 料金表を含みます。）の適用を受けるものとします。

2 申入れの趣旨

約款第2条を、下記3記載の趣旨に適合するように改めてください。

3 申入れの理由

- (1) 本条項は、貴社が約款を随時変更できる旨定めています。しかしながら、約款は、契約の内容となっているものですから、相手方当事者の同意を得ることなく相手方当事者にとって不利益となるような変更をしても、変更後の約款をもって、相手方当事者を拘束することはできません。本条項が、消費者の同意を得ることなく消費者にとって不利益な変更もでき、消費者を拘束するという趣旨であれば、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に抵触し、無効です。
- (2) この点、民法改正案においても、次のとおり、定型約款に関して、消費者保護のための条項の新設が検討されています。

民法改正案548条の4

- 1 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、（中略）個別に相手方と合意

をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

(3項以下略)

(3) 当該民法改正案の条項をも踏まえると、消費者の権利・利益の保護のためには、以下に述べるような約款変更に係る要件が必要であると考えられますので、本条項についても、これらの要件に適合するように変更していただきますよう申し入れます。

まず、変更後の約款の効力発生要件として、貴社が約款を変更した場合、その効力が生じる相当期間前までに、インターネットの利用その他の適切な方法により、加入者に対して周知した場合に限り、その効力を生じる旨を規定してください。

加えて、個別に加入者の同意を得ることなく、貴社が一方的に約款を変更することができるのは、次に掲げる①～⑤の要件の全てを満たす場合に限られる旨の内容にしてください。

- ① 全ての加入者から約款の変更について同意を得ることが困難であること。
- ② 約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められること。
- ③ 約款の変更が、契約をした目的に反しないこと。

④ 変更の必要性、変更後の内容の相当性、約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであること。

⑤ 約款の変更が加入者にとって不利益なものである場合、その不利益の程度に応じて、契約の中途解約を認めるなどの適切な措置を講じること。

第2 約款第17条第1項

1 問題のある条項の内容

1 当社は、加入者が本約款上支払うべき金員の支払いを怠った場合、及びその他本約款に違反した場合、相当の期間を定めた催告の上、その加入者に対する本サービスの提供を終了し、有料放送契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、当社が別紙 料金表に定める手数料及び違約金を支払うものとし、当社は、その加入者の前払い利用料を払い戻しません。

2 申入れの趣旨

約款第17条第1項のうち、「当社は、その加入者の前払い利用料を払い戻しません。」という記載を削除し、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を払い戻すよう規定を改めてください。

3 申入れの理由

本条項は、加入者に債務不履行があつて契約を解除された場合に、加入者が貴社に対して手数料及び違約金を支払うことに加えて、貴社が加入者に対して前払利用料を払い戻さない旨を定めています。これは、手数料の支払及び前払利用料の不返還の部分も合わせて、解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項になっているものと解されます。

ところで、加入者が支払期間として年一括払を選択した場合、前払利用料は最高で6万8400円に及びます（約款別紙 料金表 4. 利用料 ①支払期

期間別の利用料参照)。これに手数料及び違約金をも加えると、その金額は、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えることは明らかです。

平均的な損害の額を超える部分は、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。貴社が受領した前払利用料のうち、平均的な損害の額を超える部分については払い戻すように規定を改めてください。

第3 約款第19条第2項

1 問題のある条項の内容

1 受信装置の滅失・紛失・盗難等により当社から貸与された受信装置の返却が不可能となった場合、加入者は（中略）別紙 料金表に定める手数料を支払うものとします。

2 加入者が、前項に定める費用を支払った後に受信装置が返却可能となった場合においても、当社は、既に受領した手数料の払い戻しを行わないものとします。

2 申入れの趣旨

約款第19条第2項を削除してください。

3 申入れの理由

受信装置が返却可能となった場合には、実質的に貴社に損害はほとんど生じません（受信装置の代品の提供は、加入者の請求があった場合にのみ行われることになっていることからすれば（約款第19条第3項）、受信装置の代品の提供をしなければならないことは、損害には当たりません。）ので、この場合にも受領した手数料を払い戻さない旨を定める本条項は、消費者に不当に高額な損害賠償金を支払わせるものであり、消費者の義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に抵触し、無効です。

第4 約款第22条第4号

1 問題のある条項の内容

当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- ④ 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害

2 申入れの趣旨

約款第22条第4号を、消費者契約法8条1項2号及び4号に適合するように改めてください。

3 申入れの理由

本条項は、逸失利益、貴社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害について、貴社が損害賠償責任を負わない旨を定めています。本条項は、貴社の故意又は重大な過失によるものであっても、貴社の債務不履行又は債務の履行に際してされた不法行為により加入者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項であり、消費者契約法8条1項2号及び4号に抵触し、無効です。

第5 約款第29条

1 問題のある条項の内容

加入者及び当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 申入れの趣旨

約款第29条を削除してください。

3 申入れの理由

本条項は、裁判管轄を貴社の本店所在地である東京地方裁判所又は東京簡易裁判所に限る旨を定めていますが、これは、民事訴訟法4条以下の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に抵触し、無効です。

以上